論説

浄土真宗本願寺派宗制・宗法における立憲主義（一）

本多深諦

第一章　はじめに
第二章　宗教団体法と真宗本願寺派宗制・宗制釈義
（一）宗教団体法の制定
（二）真宗本願寺派宗制・宗制釈義
第三章　宗務顧問所会議
（一）宿老制
（二）法主の三諮問機関　―連枝会・勧学寮・宗務顧問所―
（三）宗務顧問所会議の地位と権限・法的性格
第四章　宗務顧問所会議における新宗制の審議
（一）議事録にみられる新宗制審議
（二）新宗制の最高規範性・二元化形態・立憲主義

第一章　はじめに

小稿は、宗教法の分野における史的一考察である。宗教法とは、その広範囲な領域から、概括的には、宗教に関する国家法と宗教団体内部の自治法・自律法の両法を研究対象とするとされている。後者の場合、その中核となるのが宗憲、教憲、宗制、宗法等と呼ばれている。

ところで、「宗教法」とは何かについて、今日でも必ずしも一致した見解があるわけではない。[1] 今日、宗教法の研究には、概括的に捉えれば、①宗教に関する国家法（＝政治的権力によってその実施が強制される国家規範＝憲法、民法、刑法、宗教法人法等）分野の研究と、②宗教団体の法（＝宗教、宗教団体に関し、国家の統治権を行使する権限を付与された宗教団体において定めた規範＝宗憲、教憲、宗制、宗門法規、法人規則等の自治法・自律法）の分野研究、そして、①と②の相互関係における第三分野③の研究が必須と言われている。

わが国においても明治維新政府以降、国家の制度・法は、宗教団体の法や組織・機構に直接的、間接的に影響を与えて来ている。宗教団体も国家・社会の中に存在している以上、国家・社会の制度・法の影響を少なからず受けずには存在し得ないことは周知のとおりである。

宗教団体も歴史的存在であり、現在、国家社会の中に存在している。しかし、宗教団体の法には、独自の出世間性（聖なる領域）が存在し、この世界を認めること（どの範囲・程度かが大きな問題である）が宗教法研究の前提にされるべきことであり、そこには宗教法研究の独自性が存在すると考えられている。宗教法研究の独自性としては、出世間性（聖なる領域）と世間性（俗なる領域）とに関する問題があるといえよう。各々宗教団体には法・組織が存在し、各々の独自性を持っている。そこには、二元化形態の問題や独自の立憲主義、そして、教団法理が存在するもの

として考察する。

国家も宗教団体も世俗社会に存在している。ゆえに、この両者の関係は、宗教法の分野においては、種々の興味深い考察テーマを提供している。しかし、このような分野、テーマを扱った研究は比較的数少ない。

小稿は、特に敗戦直後の日本を占領統治したGHQ権力と国家の憲法と宗教団体の法との諸関係を、本願寺派教団の法・組織機構を素材として検討・考察することを目指している。[2] なお、考察する上で、本願寺派教団[3]が所蔵する「浄土真宗本願寺派宗会速記録」ならびに「浄土真宗本願寺派議事録」等の宗会記録[4]を原本・基本史料とし、「本山録事」[5]、「教海一瀾」[6]、「宗報」、「本願寺新報」[7]等も基本史料としている。そして『本願寺宗会百年史・史料編』[8]、『本願寺史（全三巻）』[9]等の刊本史料、およびその他広分野からの学術・研究論文、さらに「中外日報」[10]等の定期刊行物等を用いて明らかにしようと試みるものである。

本願寺派教団における寺法、宗制、宗制・宗法は、教団の最高・基本法規であり、「自治法」、「自律法」である。ゆえに、本願寺派教団の憲法である。それは、教団制度、組織・機構の基本を規定し、教団内の種々の機関やその末端に至るまで法的根拠を与え、その権限・責任を定めて、機能させている。小稿は、そこには本願寺派教団の独自の二元化形態が採られ、教団独自の立憲主義や教団法理が存在するとして、考察するものである。

小生も、以前からGHQ権力と国家と浄土真宗本願寺派教団との諸関係に興味を寄せてきた。わけても、明治維新政府下における本願寺派教団の寺法、[1] 宗教団体法下における「真宗本願寺派宗制」（以下「旧宗制」、「昭和一六年宗制」という。）、敗戦直後の宗教法人令、日本国憲法法制定過程と、ほぼ同時期に制定された「浄土真宗本願寺派宗制」（以下「新宗制」という。）並び「浄土真宗本願寺派宗法」[12]（以下「新宗法」という。）と国家の憲法との間には、相似性・類似性が存在するとして検証、考察してきた。[13]

小稿では、敗戦直後の第百回臨時宗会[14]において可決された浄土真宗本願寺派の新宗制・新宗法の制定過程をとおして、超国家的権力として敗戦直後から昭和二七年四月に至るまで、わが国を占領統治したGHQ権力と日本国憲法と浄土真宗本願寺派宗制・宗法との法的諸問題を取りあげる。

今回、小稿において考察の対象としてまず注目するのは、主として宗務顧問所の歴史的存在、位置、役割、そして法的性格である。ポツダム宣言以降の人権指令、神道指令、宗教団体法廃止・宗教法人令施行、そして、日本国憲法制定過程の中で、法主の諮問機関として最終段階で重要な役割をはたした宗務顧問所会議における審議・内容である。

現在でも、浄土真宗本願寺派教団においては、教義、所依の聖教等について規定する「宗制」と、教団の組織・運営について定める「宗法」とが法体系上並存するという二元化形態を採っている。[15]まず、歴史的視点を重要視し、明治期の「真宗本願寺派寺法」（明治一三年編製）、「集会規則」、明治一九年の「真宗本願寺派宗制・寺法」、宗教団体法[16]、昭和一六年制定の「真宗本願寺派宗制」（「旧宗制」、「昭和一六年宗制」という）等の史的展開過程も視野に入れて考察する。

次に、敗戦直後の一九四六（昭和二一）年、第百回臨時宗会（開会・昭和二一年九月三日、閉会・昭和二一年九月五日）において可決・成立した「浄土真宗本願寺派宗制」（小稿では「新宗制」という）、並びに「浄土真宗本願寺派宗法」（「新宗法」という）の制定と教団組織・機構の変革との関係、そしてこの両法の法構造、法的性格等について日本国憲法との関係を意識して検証・考察するものである。

敗戦直後、この両法を教団の最高法規とし、法的根拠として諸々の宗規、宗則、宗令等が制定され、宗門法規体系が整備されている（なお、その後の新宗法の改正については、第一〇九定期宗会、第一一二回定期宗会における一部

改正、そして、第一一六回臨時宗会における全文改正が行われている）。宗教法人法（昭和二六年四月三日、法律第一二六号）施行、およびGHQ廃止（昭和二七年四月二八日）以降、新宗法の内容は、時流に沿って変革され、様変わりしていく姿をみることができるのである。

時空を超えて法として永遠に存在し、脈々として存続を続ける宗教団体の法とは一体何か。今日の宗教教団がその内に潜在させている法の存在が、教団の将来を指向し、その答えの一部を我々に暗示しているように思えてならない。

昭和一六年宗制上に規定の管長＝法主の三諮問機関とされた連技会、勧学寮、宗務顧問所の旧宗制上における各々の役割・機能や各々の性格を取り上げて比較・考察する。その理由は、三諮問機関が各々新宗制・新宗法案の宗会上程過程における各々の機関として機能し、教団独自の立憲主義形成に関与し、その役割を荷っていると考えられる意見、見解が見られ、重要と考えられるからである。

小稿が、この論考において、特に注目して考察するのは、管長＝法主の任命による宗務顧問所の議長および本願寺派教団の最上位に位置する重鎮（＝「顧問」と称する）と内局とによって組織・構成され、第百回臨時宗会（一九四六〈昭和二一〉年開会・九月三日、閉会・九月五日）の直前の一九四六（昭和二一）年九月一日、二日の両日開会された宗務顧問所会議である。同会議は、その組織・構成も重要視すべきであるが、宗会の前々日、前日に開催されていること、審議内容から宗門行政上における実質上の最終チェック機関としての機能を有していたこと、さらに管長＝法主の意志・意向が反映される最終段階での最重要機関であったことから、注目するのである。特に審議内容と制定条文への影響に注目したいのである。

ところで、戦後における宗務顧問所の設置であるが、新宗法上、宗務顧問所に関する条文・規定は設けられなかっ

たのである。その理由について、宗務顧問所会議において説明がなされている。宗務顧問所は、宗門法規上その規定も設けられず、宗門史からは、完全に消え、その役割を終えることとなる。

なお、本願寺派教団の宗務所、宗務資料室所蔵の昭和二二年一月一八日付「宗務顧問所会議々事録」によれば、その「議事録」の最終ページに「時に午後二時三〇分宗門史上多大の功績を残して顧問会の最終の会議を閉づ」との文字が残されている。一抹の寂寥感を覚える記述がなされているのである。

周知のとおり、最近、宗制、宗法が改定された。すなわち第二八四回臨時宗会（二〇〇七〈平成一九〉年九月二〇日）において全文改正の上、修正可決された「浄土真宗本願寺派宗制（「新々宗制」という）および、第二九八臨時宗会（二〇一一〈平成二三〉年五月三〇日）において、原案修正可決された「浄土真宗本願寺派宗法（「新々宗法」という）等をどう考えるかという問題があろうが、小稿はこれら直近の諸法規の改正については、評価・コメントを加え、言及するものではない。

（1）長谷山正観『宗教法概論』（有信堂、一九五六年）では、宗教団体に関する法的現象を「国家と宗教団体との関係」と「宗教団体とその内部との関係」に分け、前者を統教権、宗教制度または政教関係の問題とし、後者を治教権または宗門主権、宗門制度の問題としている。同書では統教権の作用に関する法を、「宗教法」といい、治教権の作用に関する法を「宗門規則」（或いは宗門自治法）としている。なお宗教法の体系については、大宮壮策『宗教法の研究』（八千代出版、一九七四年）も参照。

（2）平野武「宗教団体の憲法の国家と憲法」（洗健・田中滋編『国家の宗教』（上）法蔵館、二〇〇八年）参照。平野武『西本願寺寺法と「立憲主義」』（法律文化社、一九八八年）は、本願寺寺法と明治憲法制定史との関わりを扱っている唯一の研究書である。平野武、本多深諦『本願寺法と憲法』（晃洋書房、二〇一一年三月）、本多深諦「戦後改革期における浄土真宗本願寺派宗制・宗法の制定」（龍谷大学大学院法学研究第八号〈二〇〇六年九月〉、本多深諦「戦後の憲法改正と浄土真宗本願寺派宗制・

宗法の制定」（宗教法学会『宗教法』第二八号、二〇〇九年九月発行）も参照。長谷山正観「本願寺宗門の組織に関する史的考察」（『龍谷大学論集』第三四八号）は、本願寺（江戸期）における宗門統理機構について述べている。福間光超「本願寺の議会制度」（『真宗史の研究』第三章、一九九九年七月、永田文昌堂）は、本願寺派教団における議会制（集会）の形成過程を考察している。

（3）宗派という語が、仏教教団を示す常用語として法律に規定されるのは、明治一七年八月一一日太政官布達第一九号「管長設置令」以後のことである。さらに宗教法人との関係から常用されるようになるのは、宗教団体法以後である。小稿では、宗教団体・宗教法人として、一宗派としての世俗的側面を特定して指す場合に「宗派」という語を用い、宗教団体の聖・俗両面の全体を包含するものとして宗教団体を表現するときは、「教団」の語を用いることとしたい。小稿では、国内有数の伝統仏教教団である浄土真宗本願寺派（本山・本願寺）の聖・俗を一体として把握する。これを全一的なものすなわち、「聖なる領域」（憲法二〇条および宗教法人法第一条二項の宗教団体の自治・自律に供される宗教的側面、この部分は宗教法人法の適用領域でない）、および「世俗的領域」（宗教法人法第一条の目的の範囲内のもので宗教法人法が適用されるべき領域）とを全体とした場合の両方の意味と、さらに、歴史的存在としての意味の上から「浄土真宗本願寺派」を、「本願寺派教団」と表現することとする。なお、「宗門」という語を使用する個所もある。安武敏夫「近代的真宗教団の形成と本末関係の変化について」（『法と民主主義の現代的課題』龍谷大学法学部創立二十周年記念論文集、一九八九年）参照。また『浄土真宗本願寺派宗門法規集』（浄土真宗本願寺派宗務所）参照。

（4）浄土真宗本願寺宗務資料室所蔵の宗会速記録および議事録。

（5）浄土真宗本願寺派・本願寺の公式記録。宗令、広告、集会規則等法度の発令、任免、栄誉、条例等多く含む。龍谷大学図書館蔵、創刊明治二六年三月明治佛教史編纂所編『明治年間佛教関係新聞雑誌目録』（昭和九年七月）参照。

（6）一八九七（明治三〇年）七月二五日第一号創刊。発行の辞に「専ら教界の新事を報じ、傍ら内みの近聞を伝えん為に在り〈後略〉」とあり。その内容は、当時の官報（明治三〇年六月五日公布の古社寺保存法掲載）、本派進退、教学記事、教界時報など。発行所は、教海雑誌社。龍谷大学図書館蔵。一九三〇（昭和一四）年一〇月五日付から「本願寺新報」と改題。創刊号は、冊子型四二頁。一九三九（昭和一四）年まで続刊。

（7）発刊当初は、宗門内機関誌。毎月二五日刊行。政府の出版物（用紙）統制（一団体一紙）により「教海一瀾」、「仏教青年」、

「時局日報」、「日校研究」を統合して、「本願寺新報」（ブランケット版四ページ）を発行。「教海一瀾」の第六七四号を本願寺新報の創刊号とした。本願寺新報は、以降、一九六六（昭和四一）年までの七〇年間、本山の「宗報」（＝官報）＝宗門内寺院への機関誌となる。

（8）昭和五〇年刊、浄土真宗本願寺派宗会発行、図書印刷同朋舎・史料編全三巻。上巻は、宗会関係規則、宗会議員名簿、中・下巻の二巻は、宗会創立関係文書、議案並議決目次、建議・建白などを収録。

（9）『本願寺史（全三巻）』、昭和四四年刊。本願寺史料研究所、発行所・浄土真宗本願寺派宗務所。

（10）「教学報告」（明治三〇年創刊）を明治三五年一月改題して「中外日報」に。現在は、宗教界専門紙。

（11）明治一三年編纂の真宗本願寺派寺法、明治一九年真宗本願寺派宗制・寺法の両法をいう。

（12）「真宗本願寺派宗制」全条文は八三九条。一九四一（昭和一六）年三月三一日付で、文部大臣、橋田邦彦より認可。同日施行された。宗教団体法に基づき制定。

（13）前掲「戦後の憲法改正と浄土真宗本願寺派宗制・宗法の制定」（宗教法第二八号の八六頁～九八頁、第三節マッカーサー草案と新宗法の類似性）一一四頁～一二一頁参照。前掲『本願寺法と憲法』第四節ＧＨＱ・政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法の起草、一六一頁～一七七頁。

（14）第百回臨時宗会＝一九四六（昭和二一）年、開会・九月三日、閉会・九月五日。

（15）「聖なる領域」＝歴史、沿革、教義、本尊、聖教等と「俗なる領域」＝教団運営等に分けるという二元化形態は、近代国家社会における、宗教団体＝教団展開のあり方を示しているといえる。

（16）宗教団体法は、一九三九（昭和一四）年四月八日（法律第七七号）公布、翌一五年四月一日施行（勅令第八五五号）条文二八条、附則九条から成る。その制定経緯については、梅田義彦『日本宗教制度史』（百華苑、一九六二年）四三九頁～四九〇頁参照。宗教団体法の解説については、長谷山正観『宗教団体法精義』（文化時報社、一九三九年）参照。宗派、教派は法人となることは任意であるとされた。

第二章　宗教団体法と真宗本願寺派宗制・宗制釈義

（一）宗教団体法の制定

本願寺派教団も、昭和一〇年代に入ると、国家総動員体制下、全宗門を挙げて戦争協力体制を推進する。宗門全体とその組織を護持・自守するため、やむにやまれぬ行動であったといわれている。本願寺派教団では、法主・勝如が一九三七年（昭和一二）年一月、明治神宮と靖国神社に参拝している。[1] これは、それまで本願寺派教団が護り通してきた「神祇不拝」の放棄を意味したものといえよう。同年、法主も軍隊に入隊する。また、本願寺派教団は、国の圧力により教義の「歪曲」までも迫られている。「真俗二諦」から「王法為本」を前面に押し出し、戦時教学を掲げ、戦時体制を推し進めていく。[2] その下に、いわゆる『教行信証』等の不読の個所を決定（一九四〇〈昭和一五〉年）し、さらに同年、勧学寮は執行長へ大麻拝受は「差しつかえなきもの」との答申（しかし、教区によっては拝受に消極的地域も存在した）を行っている。さらに、本願寺派教団では軍隊慰問、戦時教化運動、軍需工場への勤労動員、海外植民地への海外布教を展開するなど戦争翼賛体制一色になっていくのである。[3]

宗教団体法（昭和一四年四月八日（法律第七七号）公布、翌昭和一五年四月一日施行〈勅令第八五五号〉）までのいわゆる国家の宗教法は、統一化された法典や法体系はなく、個別的な行政法規・省令の累積によっていた（この点、他の法分野との違いがあった）。それまでの国家の宗教法制の根幹をなすものは、一八八四（明治一七）年の太政官布達第一九号（管長制の下に宗教団体に一定の自治権を与える。但し、神社は対象外）であった。宗教団体に関する法律の制定の動きもなかったわけではない。明治三二年には帝国議会（貴族院）に宗教法案が提出されている。しかし、この法案には異論が多く出され（仏教界も反対する）、政府の意図に反し、結局、貴族院で否決されている。

その後も昭和二年、一〇年に法案が提出されるが、いずれも審議未了に終わり、宗教法案は何度も挫折を繰り返している。[4]

宗教団体法は、日本における最初の統一的・体系的な宗教法であった。[5] 宗教団体法（ただし宗教団体法は神社を対象外としていたことに注意）で、神道各教派、仏教各宗派、キリスト教、その他の教団とこれらに包括される寺院、教会を「宗教団体」と規定し、それまで類似宗教とされていたものにも、「宗教結社」になる途を開いたのである。[6] しかし、「宗教団体」の設立については、文部大臣または地方長官の認可が必要とされ、「宗教団体」が法人になろうとするときは、さらにそのための認可が必要（寺院を除く）と規定したのである。[7]

宗教団体法は、宗教団体にとって、監督・規制色が濃厚な宗教団体統制法であったといえる。[8] 文部大臣は教義の宣布、儀式の執行、宗教上の行事が安寧秩序を妨げまたは臣民としての義務に背くと考えられるときは、これらの制限・禁止さらには教師・布教者の業務停止を命じることができ（第一六条、第二五条）、団体の機関の職にある者が法令、団体の規則に違反し、公益を害する行為をなしたときは、これを取消、停止、禁止し、機関の職にある者の「改任」を命じることができる（第一七条）と規定している。また、文部大臣が宗教団体に対し、監督上必要ある場合には、報告を徴し、または実況を調査することができるとした（第一八条）。さらに、宗教団体法には、これらの監督規定（罰則もある）以外にも教派・宗派の管長、教団統理者の就任には、文部大臣の認可を必要とするなどの規制できる規定を置いていた。かようなことから、宗教団体法においては、宗教団体内の自治権は大幅に制限されていたといえよう。

この時代、戦時色が一気に強まっている。一九三七（昭和一二）年、支部事変、南京事件が勃発している。翌年（昭和一三年）四月一日国家総動員法公布、一九三九（昭和一四）年四月一二日米穀配給統制法公布、七月六日国民

徴用令公布、一九四一（昭和一六）年三月三日国家総動員法改正公布・施行（政府権限の大幅拡張）、同年三月一〇日治安維持法改正公布と戦時法制が整えられる。国家権力による統制を強め、戦時体制へと国民・宗教団体を追込んでいったのである。

一九四〇（昭和一五）年には大政翼賛会が改組され、仏教界も再編成される。戦時体制の下では、一三宗五六派が二八派に統合させられている。本願寺派宗会の中でも統合に賛同する意見もあった。第九〇回定期宗会（開会・昭和一六年二月二七日、閉会・三月一一日）において、「真宗十派合同ノ問題ニ関スル委員会ヲ設置セラレタシ」との建議が提出され、「当局ヘ廻移ノコトニ議決」とされている。しかし、真宗十派では統合・合同に反対して、旧来どおりの真宗各十派を維持する。

主に、本願寺派教団の歴史・伝統である親鸞教義に基づく同朋主義・民主主義（教団独自の民主主義）が抵抗させたと思われる。しかし、第九〇回定期宗会（開会・昭和一六年二月二七日、閉会・同三月一一日）では花月純誠[9]が提出者となって「既成教団ノ弊風ヲ打破ノ建議」[10]が提出され、可決されている。そして「時局即応ノ体制ノ建白」も宗会に提出され、採択されている。さらに、王法為本の推進体制は、第九〇回定期宗会の「宗団ノ組織機構ヲ整備強化ノ建議」として提出され、宗会で可決され「執行長に回付」されている。

旧宗制の第三条の条文中に、文部省との接渉で強制的に挿入させられたとする「王法為本ノ宗風ヲ顕揚ス」の文言は、この「回付」の「理由」のなかでもうたわれている。それは、「国家超非常時局歴史的転換期ニ即応シ王法為本ノ宗風ヲ昂揚シ益々大政翼賛職域奉公ニ邁進スルコトコソ吾等末徒ノ資務ト確信ス」の文言である。第九〇回定期宗会（開会・昭和一六年二月二七日、閉会・同三月一一日）開催の時は、まさに戦時体制整備強化の時代であった。[11]

（二）真宗本願寺派宗制・宗制釈義

一九四一（昭和一六）年三月三一日付で文部大臣橋田邦彦より認可、同日施行された「真宗本願寺派宗制」（「旧宗制」、「昭和一六年宗制」は、教団の基本法、最高法規である、同法は選挙法や布教に関する規定なども含み、全八三九条の条文から成る）は、宗教団体法の制定に即応し、準拠した教団法である。本願寺派教団では、宗教団体法施行に即しての新しい宗制案を宗務顧問所会議でも審議している。「顧問所記録」昭和一六年六月九日の記録には「惑ハ宗団法ノ実施ニ伴フ宗制制定ノ急務アリ」とあり、また、昭和一九年二月八日の会議要項、諮問案の中に、「宗制変更ニ関スル件」と記録が見られる。しかし、そこでの議論は簡単なものであった。[12] 政府（文部省）の意向には歯向うことはできないという雰囲気で会議がなされている。「宗主」（＝法主）の呼称を対外的には「管長」と称することについて疑義がだされているが、政府（文部省）の方針との説明がなされると受け入れることとなったと記されている。

顧問所会議で検討されたあと、旧宗制案は集会に上提されているが、そこでも時局に配慮してあまり立ち入った議論はなされていない。[13]

文部省との事前協議・接渉において、旧宗制の条文が、宗門の意向に反する国家権力の要請であることの趣旨について『宗制釈義』（昭和二〇年三月発行の本願寺派内部における旧宗制の解説書）では、「宗教団体法ノ規定ニ則リ制定セラレテモノ・・・宗教団体法ノ規定ニ基クガ故ニ全般的ニ旧宗制寺法トハ大イニ其ノ構成ノ趣ヲ異ニシ〈後略〉」とその苦汁についての言い訳がなされているが、旧宗制を結局受入れるべきとの説明がなされている。[14]

以下、昭和一六年「真宗本願寺派宗制」の条文とその内容について、文部省の意向により導入・改正されたとする

その主要条文を紹介する。[15]

第三条では、「宗祖見真大師仏説無量寿経ニ依リ七高僧ノ釈義ヲ承ケ教行信証文類ヲ造リ浄土ノ真假ヲ判ジ浄土真宗ヲ開キ信心正因称名報恩ノ教義ヲ大成シ、王法為本ノ宗風ヲ顕揚ス是レ立教開宗ノ本源ナリ是レ立教開宗ノ本願ナリ」とする。そして、明治の寺法にあった「一派共有」の文言は削除されている。「本山ハ京都真宗本願寺派本願寺一寺トシ一宗弘教ノ中心ナルヲ以テ本派ニ於テ永世護持ノ任ニ当ル」とされた。

本願寺派教団における「管長」および「法主」制については、旧宗制第三〇条に「本派ノ管長ハ之ヲ法主ト称シ本派ヲ統理ス」と規定し、第三一条では、「管長ハ世襲トシ得度式ヲ受ケタル大谷家ノ戸主之ニ当ル」と定めている。この条文は、宗教団体法に基づき、国法に認められた宗教教団の法的統理者としての「管長」と、宗門内の宗義・教義的権威者としての「法主」[16]とは、「大谷家の戸主」によって担われることを規定し、国家法と教団法との二法をその法的根拠としていることを明白に規定している。この体制は宗門では「三位一体」制度といわれている。また、第三二条では、「管長ハ宗意安心ノ正否ヲ裁断ス」とし、第三六条では「管長ハ宗会ヲ招集シ其ノ開会、閉会、停会及解散ヲ命ズ」と規定する。さらに、第三七条では、「管長ハ緊急ノ必要ニ因リ宗会ノ閉会又ハ解散ノ場合ニ於テ宗会ノ議決ヲ要スル事項ニ付其ノ議決ヲ経ズシテ宗務顧問所ノ議決ヲ経、文部大臣ノ認可ヲ受ケ宗制ヲ変更スルコトヲ得」と規定している。このように、管長（＝法主）の権限は、宗門内においては極めて強大で絶対なものとして規定されたのであった。

次に宗務機関としては、「内局」と「宗会」（特選議員と公選議員とで組織）が存在した。第六七条によれば、「内局ハ左ノ宗務役員ヲ以テ之ヲ組織ス。執行長一名、執行若干名」で内局が組織される。第六八条は「執行長及執行ハ管長ヲ匡輔スル」と規定し、第六九条では「執行長ハ管長ノ命ヲ承ケ宗務ヲ総監ス」と定めている。第七〇条では

「執行長ハ宗制若ハ宗達ヲ施行スル為又ハ其ノ範囲内ニ於テ宗務施行ノ為達示ヲ発ス」と執行長の職権を明示している。第七三条によると「宗制ノ変更並ニ宗達示ノ制定及変更ニ関スル事項」については、内局の権限の掌握、集中を定めている。

第二九八条は「執行長ハ宗制案及予算案ヲ宗会ニ提出ス」、「臨時宗会ニ於ケル議事ハ執行長ヨリ提出スルモノニ限ル」と規定し、執行長の職務権限の集中化が画られている条文である。旧宗制が八三九条からなり網羅的になった（現行の宗則に相当するものは存在せず）ことにより、旧来より宗会の権限は大きく抑止・縮小されたといえる。これらの条文は、執行長と執行とで組織される内局の職務権限が強大になり、管長の権限直下であることから、実務的にも宗務行政における内局の推進力、優位性を示す条文となっている。

「宗会」の職務権限については第三五〇条から第三六三条までに規定されている。宗会の内局に対する「建議」については、意見を付さなければならないと規定。宗会は、「決議ヲ為シ又ハ管長ニ上申スルコトヲ得」（第三五一条）なければならない。また、「建白」については、「宗制ニ関スル諸件ニ付派内僧侶ノ建白ヲ受クルコトヲ得」（第三五二条）と規定されたのである。[17]

宗会は特選議員及び公選議員を以って組織される（第一七三条）。「特選議員ハ管長之ヲ任命ス」（第一七五条）。「公選議員ハ各選挙区ニ於テ四年毎ニ之ヲ選挙ス」（第一七六条）なお、公選議員の選挙権に関しては「男子タル教師ニシテ年齢二十年以上ノモノハ選挙権ヲ有ス」（第一七八条）と規定されている。

管長（＝法主）の諮問機関として「連枝会」（第一四条から第一五二条）、「宗務顧問所」、「勧学寮」（第一六八条から第一七二条）が設けられている。その他の機関として、「審事局」（第四四四条）、「寺院紛擾調停委員会」、「会計検査局」が存在している。

昭和一六年宗制は、その後部分的に改正されている。それは、宗門組織内の部局名変更に伴う技術的なものが多い。ところが、昭和一九年四月一三日の改正では第一九六条第一項の初めに「宗制ノ變更又ハ」の文言が付け加えられ、第一九六条第二項に「天災事變其ノ事故ニ因リ選挙人名簿ヲ縦覧ニ供スルコト能ハザリシトキハ執行長ニ於テ縦覧確定ニ關スル期日、期間等ヲ定ムベシ」の一項が付け加えられている。[18]

昭和一九年九月二〇日の改正では

第八百三十九条ノニ　大東和戦争ニ際シ特ニ必要アリト認メタル場合ハ管長ハ本宗制ノ規定ニ拘ラズ文部大臣ノ承認ヲ得テ非常措置ヲ講ズルコトヲ得

前項ノ非常措置ニ付テハ次期宗會ノ承認ヲ求ムルモノトス

との規定が設けられている。ともに、時局を反映した条文改正であるといえよう。

一九四三（昭和一八）年三月の第九三回定期宗会（開会・昭和一八年二月二五日、閉会・同年三月六日）では革新会というグループから「宗会を法主に返上せよ」との上申案が出されているが、[19]否決されている。戦時中の宗会において、本願寺派教団における「議会制」はかろうじて維持されていたといえるのである。[20]一九四四（昭和一九）年一〇月の宗会議員選挙が予想に反して候補者多数の乱立となり、当局は、時局に配慮してその調整に乗り出している。かような状況の中でも公選制は維持されていたのである。宗教団体法下の本願寺派教団においても「立憲主義」は完全には消滅せず、議会制、公選制が存在していたことは評価すべきであろう。[21]国家総力戦体制下であっても、明治一三年編制時における寺法の確たる精神は生き残っていたといえよう。戦時下でも教団独自の立憲主義は存続していたのである。かくして、このような戦時体制の中で制定された旧宗制では、戦後の本願寺派教団における教団改革には、もはや対応できなくなり、旧宗制の全部「更改」の必要に迫られていくのである。

（1）『勝如上人の九十年―法縁抄』（大谷光照著、本願寺出版社、二〇〇二年）一一頁～六五頁参照。いわゆる「三教会同」（一九一二年）等により国家の宗教団体利用が始まる。赤松徹真「近代天皇制下における政教論の構造―新仏教運動の場合―」（二葉憲香編『続・国家と仏教』永田文昌堂、一九八一年）参照。戦時期の仏教については、向井啓二「日本ファシズム下の仏教」（同右書所収）参照。

（2）旧宗制の第三条、第五条、第七条の条文の文言中に明記されたのである。・『戦時教学と真宗』（第一巻～第三巻、福島寛隆監修、永田文昌堂、一九九一年）参照。「戦時教学の理論構造」池田行信（信楽俊磨編『近代真宗教団史研究』法蔵館、一九八七年）参照。『戦時教学と真宗』第三巻、年表の三一頁参照。

（3）「戦時下の西本願寺教団」（赤松徹真『戦時教学と真宗第一巻』三八五頁～四五六頁参照。同じく、〈付録資料〉四五六頁～四九八頁も参照。

（4）三好仙奈「第一次宗教法案についての一考察―曹洞宗紛擾問題と第一四議会の審議を中心に―」（宗教法一二号）参照。井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、改訂版一九六九年）は、宗教団体法に関する法律制定過程に詳しい。

（5）「宗教団体法」の立法理由書（公文類聚第六三編、昭和一四年巻九七社寺門）参照。昭和一五年法律第二五号により改正。しかし、昭和二〇年一二月二七日勅令第五四二号に基き、勅令第七一八号もって同法及び関係法令廃止となる。昭和一二年度「教海一瀾」に橋本綱太郎文部省宗務課長の「宗教団体法草案について」という一文が記載されている。昭和一一年一一月一二日の仏教各宗派管長重役懇親会における講演をまとめたものである。実質、宗教団体への統制が目立つといってよい。

（6）宗教団体法の内容と解釈については、長谷山正観『宗教団体法精義』（文化時報社、一九三九年）等を参照。

（7）寺院は歴史的経緯、判例により当然に法人とされた。しかし、宗派、教派については法人になることは任意であった。杉原喜輿人『寺院を中心とする宗教団体法詳解』（六大新報社、一九四〇年）参照。

（8）宗教団体法施行以前、約三〇〇もあるとされた宗教関係法規を整理する意味もあった。宗教団体法成立後も宗教、宗教団体に関する法規は複雑である。瀬尾義秀監修『宗教団体法及付属法令―施行令、施行規則、登記令等解説―』には「宗教団体法図解」の記載がある。複雑な法制の理解に便利。

（9）花月純誠は、昭和二四年四月一〇日の新選挙法による総選挙に出馬。滋賀県より当選。自由党所属。第百回臨時宗会時における質問内容から、当時の政府事情に通じている個所が見られる。宗制審議会特別委員であることからキーパーソン的存在であったと思われる。

（10）以下の建議・建白はいずれも本山の宗務資料室所属の宗会議事録による。『本願寺宗会百年史〈史料編・中〉』三七一頁参照。

（11）戦時教学については、池田行信「戦時教学の理論構造」（信楽峻麿編『近代真宗教団史研究』法蔵館、一九八七年）等も参照。赤松徹真「戦時下の西本願寺教団」（『戦時教学と真宗』第一巻〈昭和六三年〉）三八五頁～四五五頁参照。

（12）「顕問所記録」という冊子綴が宗務資料室に所属されている。この「顕問所記録」によると、この時の顕問所会議では、旧宗制について若干の議論はなされているが、結局、政府の意向には歯向うべきでないという態度に終始したことを記している。

（13）宗務資料室所蔵の宗会議事録による。旧宗制までは「集会」（しゅうえ）。旧宗制以降の呼称は、「宗会」。旧宗制の第一七二条～第三六三条に規定。

（14）『宗制釈義』は、旧宗制の「制定当初ノ根本解釈ヲ明示シ、以テ後代ニ疑義ナカラシメンガ為ニ」宗派内全体に周知するために刊行されたのであり、その刊行にあたっては「本宗制制定ニ参与セル者ヲ中心」として「宗制釈義草案起草委員会」が、設置され、編纂された経緯がある。『宗制釈義』では、「旧宗制ニ所謂真俗ニ諦ノ旨趣ニ替ヘテ」、「王法為本」を用い、また、明治一九年の真宗本願寺派宗制第三章の「一宗ノ本尊ハ阿弥陀如来一佛トスコレ一向専念ノ宗義ニ拠ル。故ニ自餘ノ諸佛菩薩及ヒ神明ヲ奉守セズ、然レドモ之ヲ尊敬シテ軽蔑スベカラズコトハ宗祖以来ノ垂誡ニアリ」との条文を削除し、旧宗制の周知徹底をはかったものと考えられる。それは、『宗制釈義』第七条に「先ヅ神明ヲ奉安セズトイウコトハ、大麻奉安」、「神社崇敬ニ懇ロナラズルモノアルカノ如キ誤解ヲ生ゼンコトヲ虞リタルニヨルモノナリ」との理由説明していることから、判明できるのである。同じく、第七条において「太子崇敬」の項目中に「…皇室ニ對スル尊敬ノ絶對性ヲ明示センガ為ニ」、「聖徳太子ノ影像ヲ安置」することになった、と説明している。なお、『宗制釈義』の「後記」には、旧宗制が昭和一六年三月三一日付を以て文部大臣の認可を経、「即日施行セラレタルモノナリ。是レ明治十九年一月以来施行ノ旧宗制寺法ヲ承ケ、且ツ、昭和十四年四月八日發布ノ宗教團体法ノ規定ニ則リ制定セラレタルモノ」であること。さらに、「宗教團體法ノ規定ニ基クガ故ニ、全般的ニ舊宗制寺法（ここでは明治における真宗本願寺派宗制・寺法のことをさす）とは、「大イニ其ノ構成ノ趣ヲ異ニシ、就中第二

章教義ノ條項ニ於テハ表現ノ上ニ甚深ノ考慮ヲ拂ハレ、且ツ條文ハ簡潔以テ要ヲ盡ス旨ヲトセラレタルガ故ニ、制定當初ノ根本的釋ヲ明示シ以テ後代ニ疑譏ナカラシメンガ為ニ〈中略〉起草セシメタルモノ即チ本宗制釈義ナリ。…〈中略〉…昭和十九年三月草案ノ起草ヲ終リ、茲ニ釈義ノ決定ヲ見ル」に至ったことの編纂経緯を記している。

なお、戦時教学については、『戦時教学と真宗』（第一巻～第三巻・「戦時教学」研究会編、一九九一年）参照。

(15)「真宗本願寺派宗制」の条文も宗務資料室に所蔵されている史料による（昭和一六年六月一〇日発行。発行者・真宗本願寺派宗務所文書部代表　宇野本空）。

(16)「法主トハ法ノ主ノ義・本派ヲ統理代表スル管長ノ稱號ナリ。本派ニ於テハ管長、本願寺住職、大谷宗家戸主一體ニシテ、且ツ本願寺住職ハ門跡トモ稱スルヲ以テ、法主、管長、本願寺住職、本願寺門跡、大谷宗家戸主等稱々ノ名アリテ各々ノ意義ヲ有スト雖モ、人ニ就ケバ同一人ニ外ナラズ」。「法主由來・門跡由來」による。真宗本願寺派宗務所文書。

(17)「建議」については、旧宗制第三五六条「宗会ノ建議ハ、文書ヲ以テ執行長ニ之ヲ提出スベシ」と規定。「建白」については、旧宗制第三六〇条～第三六三条に規定。「派内僧侶ノ建白書ハ議員ノ紹介ヲ要ス」。第九〇回定期宗会では、「建議」は五件可決、「建白」は三件採択。

(18) 以下の記述も宗務資料室蔵の宗会議事録による。

(19) 本願寺派教団の内でも時局に即応して「新体制」を希求する運動が強まっていく。しかし、その人脈や勢力等は現在のところ不詳である。そこには一種の君民同治論がうかがえる

(20) 戦時体制下・戦直後における当時の郵便事情や交通事情等を考えれば、郵便投票による対応に、本山当局としては予想以上の苦慮があったことは容易に想像できる。混乱した世情の中でも選挙が行われていたのである。

(21) 当時の戦時体制下においては、宗制改正により内局への権限集中は、止むを得なかったことと想われる。このような中での宗門の教化活動推進は大変困難を極めたことは想像を絶するものがある。管長を最上位とする内局中心の執行体制は、国法と教団法とでもって、権限が集中化されていったと言えよう。このことは、本願寺派教団における総動員戦時体制は、「宗教団体法」→「真宗本願寺派宗制」→「宗制釈義」という国家権力からの法を柱として、教団法を通じて（教団の法的ルートによって）教団の隅々に至るまで、趣旨の徹底が画られていったのである。国家統制は、上位下達の教団組織機関を通じて行われたのである。

第三章　宗務顧問所会議

（一）宿老制

宗務顧問所は、一八八八（明治二一）年九月設置の「宿老制」に由来するものと考えられる。『本願寺史』（第三巻、二一九頁以下）には宿老制について、左記のとおり記述されている。

明治二十一年九月本山に宿老制が制定された。宿老の制度は本山宗政の元老を集めて、執政の参与に当たるものである。この呼称は二十八年九月に顧問と改称になり、更に三十二年十月職制を更改し顧問制度の整備をはかった。同職制によると顧問はおよそ次のような選定基準のもとに任命された。顧問は年齢四十歳、法臈二十年以上に達し、執行の職を経歴した者（但し連枝はこの限りではない）の中から特命によって選任されるもので、その人員は顧問上首一名、顧問十五名であった。その職務は法主臨席のもとに重要な宗務について諮詢することであったが、特に次の八項目の問題に関し意見を開陳することが定められている。

一　宗制寺法の改定並に法度の創定改廃及び其解釈に関する事項
二　法度に代るべき教示に関する事項
三　奉仕費予算に関する事項
四　別院創立廃合に関する事項
五　他派と契約を為すの事項
六　壱万円以上の土木建築に関する事項

七　新に資本の募集を要する事項

八　前各号に掲るものの外、臨時諮詢の事項

この内容からすると、宿老制が制定されたのは、明治一九年発布の真宗本願寺派宗制・寺法[1]制定のおよそ二年後であることが分かるのである。宗門＝本願寺派教団における議会制導入[2]（「集会」の開設）に対抗して法主直結の重要機関として設置されたものと考えられ、注目される組織・機関である。なお、明治一九年発布の「真宗本願寺派宗制・寺法」の条文および、寺法細則には宿老制や、これに類するような組織・機関に関連する規定は見当たらない。

一方、一八八九（明治二二）年の大日本帝国法制定における枢密院[3]と本願寺派教団の宗務顧問所とが酷似していることにも注目される。本願寺派教団は常に明治維新政府以来、特に緊密な関係を保って来ていることから、教団と政府が同じような組織・機関とを持ったとしても不思議なことではないといえよう。

明治二三年八月に本願寺派より出された内局枢密部編『本派法規類纂』[4]の職制程部には、更改された「顧問所職制」（明治三二年一〇月二八日、教示第六号）の条文（全一四箇条）が掲載されている。その条文を見ると、その内容は、旧宗制の条文と大差はないが、「顧問所ハ法主臨時シテ重要ノ宗務ヲ諮問スル所トス」（第一条）となっていることが確認でき、注目される。

小稿で取り上げる宗務顧問所は、宗教団体法に即応して制定された「昭和一六年宗制」下における管長（＝法主）の三諮問機関の内の一諮問機関であるが、管長（＝法主）の諮問機関としての「連枝会」や「勧学寮」についても記しておきたい。「連枝会」は管長ノ諮問ニ応ジ重要ナル宗務ニ関シ審議ス」とされている（第一四二条から第一五二条までの一一条）。「連枝会ハ管長之ヲ招集ス、管長ハ連枝会議長と為ル」（第一四七条）。「勧学寮ハ、管長ノ諮問ニ

応ジ宗意安心ニ関スル事項ヲ審議ス」（一六八条から第一七二条の五条）。「勧学寮ハ、寮頭一名及寮員と五名ヲ以テ之ヲ組織ス」。「管長之ヲ任命シ勧学職ト稱ス」（第一六九条）と規定されている。これらの諮問機関もそれぞれ重要な機能をもつが、この内、戦後の旧宗制の更改すなわち新宗制・新宗法への制定において最も重要な役割をなしたのは、やはり宗務顧問所（第一五三条から第一六七条までの一五箇条）であったといえよう。

（二）法主の三諮問機関 ―連枝会・勧学寮・宗務顧問所―

まず「連枝會」とは、「連枝」と称される人達によって組織されていた会議体である。連枝とは、旧宗制上「管長ハ管長タリシ者ノ子及孫タル男子ニシテ得度式ヲ受ケタルモノ」（第一四四条）であった。

連枝会については、第一四三条に「成年以上ノ連枝、連枝待遇者及准連枝ヲ以テ之ヲ組織シ、執行長、執行、宗務顧問所議長及宗務顧問ヲ参列セシム參列者ハ表決ニ加ハラザルモノトス」との規定がある。この規定からは、内局を構成する執行長、執行や宗務顧問所議長、宗務顧問には表決権が存しないことが分かる。

この旧宗制第一四三条の条文は、「大谷宗家家範」[5]の附則に「本家範ハ眞宗本願寺派宗制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス」とあることから両法は連動する形で制定・施行されたことが分かる。また、同家範の第二五条には、前に記した旧宗制第一四三条とまったく同一の文言による条文が掲げられていることから、旧宗制と大谷宗家家範との緊密なる法的関係を読み取ることができるのである。

そして、同家範第二六条には、「連枝會ハ管長之ヲ招集シ議長ト為リ又ハ連枝ノ一人ニ命ジテ議長タラシム」とあり、旧宗制第一四二条には、「連枝會ハ管長ノ諮問ニ應ジ重要ナル宗務ニ關シ審議ス」と規定していることも管長＝法主と連枝会との関係を理解する上で重要視せねばならない。

連枝会に関しては、右に見たように同家範と旧宗法の両方に規定がある。具体的内容について指摘するには史料的に実証性を欠くが、右のことから連枝会は、宗門全体に亘る諸問題のみならず本願寺内独自の課題、後任の管長（＝法主）設置等に至るまで広範囲にわたり「重要ナル宗務ニ關シ」審議を行っていたものと思量される。

次に、「勧学寮」であるが、まず、明治一三年の真宗本願寺法草案においては、法主には「法度」の裁可（允可）権、集会の招集、解散権、執行任免権、宗意安心の正否判定権といった強力な権限を認めながら、一方、集会にもそれなりの地位と権限が認められていたのである。同草案の第五条には「法主ハ左ノ諸件ニ於テ特権ヲ有ス」とし、「宗義安心ノ正否ヲ判決スル事」と明記されていたのである。

これを受けた明治一九年発布の眞宗本願寺派宗制・寺法の第六条には「宗意安心ノ正不ハ法主ニ非レハ之ヲ裁決スルコトヲ得ス」と規定されており、明治期においても、宗意安心の正否判定権は、法主に握られていたということができる。

法主と勧学寮との関係を『本願寺史』（第三巻、五九九頁以下）からみることにしよう。

本山は宗意安心並に学解に関する最高の機関として、十二年三月、勧学寮を設置したが、十三年六月、規定を更改して強化した。〈中略〉勧学寮規定は左記の通りである（本山録事）。

勧学寮規定

第一条　勧学寮は法主に直属し、宗意安心並に学解に関し法主の諮問に応じて審議答申し、又は宗義の闡明に就て意見を具申し、必要と認むる時は、執行に対し適宜の処置を促すことを得るものとし、又執行よ

り宗義上の調査審議を要求する時は、之に応ずるものとす

第二条　勧学寮は本山内に置く

第三条　勧学寮は法主の特命による寮頭一名・寮員若干名・出仕若干名を以て組織す

第四条　寮員は勧学職全員を以て之に充て、出仕は司教・准司教中より選任せらる

第五条　寮員中一名を寮頭とし、勧学寮に関する事務を統理せしむ

第六条　勧学寮に録事一名を置く

第七条　録事は上職の指揮を受け事務を司るものとす

右の記述から、一九二二（大正一一）年三月に勧学寮が設置され、翌年六月には勧学寮規程を定めていることが判明する。なお、旧宗制上に規定する勧学寮は、「学階覩学ヲ有スル者ニ就キ管長」により任命された「勧學職」と称する「寮頭一名及寮員五名ヲ以テ」組織されていたのである（第一六九条）。

管長＝法主からの諮問事項は、他の二機関とは性格は異にしている。「宗意安心ニ関スル事項ヲ審議ス」（第一六八条）と規定されていることから宗意安心に関する事項のみに限定されていたものといえる。

（三）宗務顧問所会議の地位と権限・法的性格

「宗務顧問所」の旧宗制上の地位と権限について述べる。宗務顧問所に関する旧宗制上の条文は、全部で一五条を数え、他の諮問機関に関するものより多い。

宗務顧問所に関する旧宗制条文を紹介する。

第百五十三條　宗務顧問所ハ管長ノ諮問ニ應ジ左ニ掲グル事項ニ付審議ス

一　宗制及變更及本願寺寺院規則ノ制度又ハ變更ニ關スル事項

二　其ノ他宗務ニ關シ重要ナル事項

第百五十四條　宗務顧問所ハ議長及七名以内ノ顧問ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十五條　議長及顧問ハ管長之ヲ任命ス

第百五十六條　特授宗務員ノ經歷アル者ニ非サレバ之ヲ議長又ハ顧問ニ任ズルコトヲ得ズ

第百五十七條　議長及顧問ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ゲズ補闕ノ場合ハ前任者ノ残任期トス

第百五十八條　議長及顧問ハ宗會議員ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第百五十九條　宗務顧問所ノ會議ハ議長會議ノ日時及場所ヲ定メ之ヲ招集ス但シ執行長ハ其ノ變更ヲ求ムルコトヲ得

第百六十條　會議ハ顧問三名以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ズ

第百六十一條　議長事故アルトキハ席次ノ順序ニ従ヒ顧問其ノ職務ヲ代理ス

第百六十二條　議長ハ宗務顧問所ノ事務ヲ掌理シ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコヲ得

第百六十三條　執行長及執行ハ會議ニ列シ表決ノ權ヲ有ス

第百六十四條　宗務顧問所ノ議事ハ多數決ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第百六十五條　宗務顧問所ノ會議ノ意見ハ議長ヨリ管長ニ上申スベシ

第百六十六條　宗務顧問所ニ賛事ヲ置キ管長之ヲ任命ス

贊事ハ議長ノ命ヲ承ケ宗務顧問所ノ事務ヲ處理ス

第百六十七條　宗務顧問所ニ録事ヲ置キ執行長之ヲ任命ス

録事ハ上職ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

右の条文から分かるように、「宗務顧問所」も、あくまでも管長（＝法主）の諮問機関である。特に昭和一六年三月三一日の制定・認可時において、本山本願寺並びに本願寺派教団の宗務行政上の重要事項に関して三諮問機関の内で、最上の役割を果たすものとして位置づけられていたのである。

ところで、旧宗制第一五三条の認可当初の条文は、左記のとおりである。

第百五十三條　宗務顧問所ハ管長ノ諮問ニ應ジ左ニ掲グル事項ニ付審議ス

一　宗制ノ變更及本願寺寺院規則ノ制定又ハ變更ニ關スル事項

二　其ノ他宗務ニ關シ重要ナル事項

しかし、なぜか同条は、昭和一八年四月一日には左記のとおり、一部改正されている。

第百五十三條　宗務顧問所ハ管長ノ諮問ニ應ジ左ニ掲グル事項ニ付審議ス

一　宗制及本願寺寺院規則ノ重要ナル變更ニ關スル事項

二　其の他宗務ニ關シ重要ナル事項

第一五三条一号中の「ノ變更」を削除、さらに、「制定又ハ」の文言も削除して「重要ナル」との用語に変更修正しているのである。このことは、単なる文言の整理のみであっただけとは考えられない。その意図するところは明確ではないが、内局、宗会の当時の時局に即応する姿勢すなわち宗制、本願寺寺院規則の軽微な変更については、戦時下では速刻対応できず、もっぱら管長自らの手で迅速に行いたいという意向を読み取ることは可能であろう。

ところで、第一五四条は、宗務顧問所の人的組織構成を明記している。同条は「宗務顧問所ハ議長及七名ノ顧問ヲ以テ之ヲ組織ス」とする。第一五五条には「議長及顧問ハ管長之任命ス」とあるので管長の特命による人選により構成されていたことが分かる。そして、第一五六条は、議長又は顧問の資格について「特授宗務員ノ經歴アル者ニ非ザレバ之ヲ議長又ハ顧問ニ任ズルコトヲ得ズ」と規定している。このことは宗務行政上における宗務顧問所の地位の特異性を示すものである。

第一五三条、第一五四条、第一五五条の三箇条の規定と第三〇条、第三一条の規定から、宗務顧問所の地位が、昭和一八年四月の時点以降、実質上、宗務行政上においては、宗務機関としての内局、宗会の上位に位置するが如き存在であったともいえよう。

ところで、宗務顧問会会議の議事録は、速記者、録事達によって筆記・記録され、その後に整えられ、最終的には本山の浄書係によって毛筆によって浄書されたものと思われる。

宗務顧問所会議の議事録には、まず、「宗務顧問所会議々事録」と標題が墨書されている。その左に「昭和廿一年九月一日、二日　飛雲閣に於て法主猊下臨席の下に顧問所會議開催せらる」と記録されている。このことからこの時の顧問会議は、管長大谷光照法主の「臨席」の下に開催されたことが分かる。会議録の随所に「猊下」と記され、意

見・質問等の発言個所がみられることから、法主は会議に終始臨席していたと思われる。しかし、第一五四条の「宗務顧問所ハ議長及ビ七名以内ノ顧問ヲ以テ之ヲ組織ス」の条文からは、必ずしも管長＝法主の「臨席」による顧問所会議の開催が想定されているわけではないともいえる。

法主臨席の理由については会議の席上質問がなされ、法主としての意見・質問が述べられていることから、法主の心中においては宗務機関三権（＝内局・宗会・審事局）の存在を認めながらも管長＝法主としての責任、宗門の統括者としての自負があったからではないかと推測される。同時に宗会閉会直前に開かれた宗務顧問所会議が、管長＝法主としての意見を述べられる最後の機会であるとの認識が存在していたのではなかろうか。旧宗制上法主には、「宗会」での質問権や発言権を行使し自己の意思を直接実現する途は存在していなかった（宗会開会式に臨んで法主から「教辞」が行なわれるが、その内容は具体的でなく概括的なものにすぎない）。九月一日、二日開催の宗務顧問所会議は、第百回臨時宗会の前々日、前日に開催されているのであり、宗会への提出議案に対する宗門の重鎮達による最終的チェック段階において発言しておきたいとの思いからの法主の「臨席」と考えられるのである。

議事録に「議長　大谷光明」と記されていることについて説明しておきたい。『本願寺史』（第三巻、六頁）によれば、同氏は、明如宗主の子息＝三男であり、「同（明治）四十年八月大谷宗家の養嗣、同四十三年十一月嗣法となり、法名浄如、法諱光明と称す、（中略）昭和三十六年四月三日逝、七十五歳」と記されている。なお、同氏は、大谷光照法主（新宗制、新宗法施行以後は、「門主」）の実父である。

顧問として、梅上尊融、花田凌雲、渡邊哲信、原田了哲、龍島祐天の五名の人達の名が記されている。顧問に任命された五人は、第一五六条の「特授宗務員ノ経歴アル者」に該当する人達であった。「特授宗務員」とは、内局の執行長、執行、集会（旧宗制以後は宗会）の議長、副議長の何れかを既に経験した「経歴アル」者すなわち宗門行政に

ついて熟知している人達であった。

管長＝法主により任命された顧問は、実際、本願寺派及び本願寺の宗門行政上の重鎮であった人達によって組織・構成されていたといえる。また、宗務顧問所は、法主の意向を十分に反映させるため法主の意を汲む人達の経験・意見を聴取し、審議の上に反映させるための最終的機関としての位置付けがなされていたともいえよう。なお、第一五八条には、「議長及顧問ハ宗會議員ヲ兼ネルコトヲ得ズ」とあることから、宗務顧問所会議には、現職の宗会議員が入る余地はまったくなかったといえる。

次いで朝倉曉端執行長、藤井玄濵、石原堅正、増山顯珠の三名の執行、計四名の「内局」を構成する人達の氏名が記されている。第一六三条には、「執行長及執行ハ會議ニ列シ表決ノ權を有ス」と明記されている。内局の人達は表決権を有していたが、内局は宗会から完全に自由ではありえない。当時の宗会への議案提出権は、内局に存在（宗制案、予算案については旧宗制第二九八条に規定。なお、臨時宗会に於ける議案は執行長より提出したものに限る。第二九九条）したものの、宗会での議決を必要としたので、教団としての最高の意思決定権は、宗会に存在したといえるのである。当時の管長権、法主権は、内局、宗会の上位に位置していたといえるが、宗意安心の決定権を除いて、宗門行政面については内局、宗会がコントロールしていたので、本願寺派宗門独自の立憲主義が存在していたと考えてもよかろう。

ここで注目すべき点は、第一五八条に「宗務顧問所ノ會議ハ議長會議ノ日時及場所ヲ定メテ招集ス但シ執行長ハ其ノ變更ヲ求ムルコトヲ得」と規定していることである。他の二諮問機関と異なる性格を有する条文である。内局を組織し、宗務行政を総括する権限を有する地位にある執行長に実質的に宗務顧問所会議をコントロールする権限を暗に認めている条文と解釈できよう。

顧問所賛事・橋本顯城については、第一六六條により管長の任命により「事務ヲ處理」する人であり、同録事・渡邊静波、後藤敬三の二名は、「執行長ノ任命」により事務を遂行し、「庶務ニ従事」する人達であったといえる（二〇〇七年八月七日以降、数回に亘る後藤敬三氏への聴取り調査によると、実質上、新宗制については花田法制部長が、そして、後藤氏が新宗法の草案の起草・作成に各々深く関わったとのことである）。

最後に特別出席者として、法制部長・花田信之、同賛事・永野鎭雄の二名の人達の氏名がみられる。九月一日、二日の両日、新宗制・新宗法に関する説明員として宗会への出席を求められた人達であった。

（1）平野武「西本願寺寺法と「立憲主義」」（法律文化社、一九八八年）に詳解。明治九年真宗四派による「宗規綱領」を教部省に提出。以降の寺法制定については『本願寺史』（第三巻）の一六二頁～二一九頁にも詳しい。宗務資料室蔵の『本派法規類纂』（内局樞密部編輯）によれば、明治一九年に制定した「宗制」は、一一条（章）よりなる（第二条において、真宗を二諦（真諦と俗諦）相資の宗教として性格づけている）。「寺法」は、二九条と補則、更に同細則三〇条・同付則第一得度規約一〇条・第二教会条例八条・第三集会規則二四条・第四托鉢規則一六条を規定する。なお、明治一九年発布の真宗本願寺派宗制・寺法の内、宗制は二条（章）、寺法は二九条となるが、もっとも、これより前、明治一三年二月寺法制定については、編製会議を法主（明如）臨席の下に「開場式」を行った後、委員に議案を配布し、討議を開始している。明治一三年の寺法は二六条。『真宗本願寺派宗制寺法』（明治四四年六月・龍谷大学図書館蔵）によれば、宗制は一一章附録、寺法は二九条、寺法補則として二項を掲載（法主の教示乱用禁止。寺法・補則の場合・教示をもって集会の議に付することを義務づけしている）。

（2）平野武「西本願寺寺法と「立憲主義」」の三頁～九六頁に詳解。なお、『本願寺史』（第三巻）一八四頁～二一九頁参照。集会は、昭和一六年の「真宗本願寺派宗制」の条文に基づいて以降より、「宗会」の名称に変わる（第一七三条）。

（3）大日本帝国憲法下における天皇の最高諮問機関。一八八八（明治二一）年四月三〇日公布の勅令により設置。設置理由は、大日本帝国憲法および皇室典範の草案審議にあたった（国史大辞典8・吉川弘文館三六頁～四〇頁参照）。本願寺派教団の宿老制・宗務顧問所は枢密院と類似している。

（4）宗務資料室蔵の原本による。

（5）宗務資料室蔵の「大谷宗家家範」は、二八条と附則一より成る。

第四章　宗務顧問所会議における新宗制の審議

（一）議事録にみられる新宗制審議

宗務顧問所へ諮問された新宗制案審議の内から本願寺派教団の新宗制・新宗法についての最高規範性、二元化形態、立憲主義等の法的諸問題について、浄土真宗本願寺派宗務所の宗務資料室に所蔵する「宗務顧問所会議々事録」等を原本史料として用いて考察する。

まず、宗制審議についての「議事録」を紹介する。次に、宗法審議について紹介する。各々その審議事項の順に従って説明・検討・考察を加えていく。

①宗制の変更について

「宗務顧問所会議議事録」の審議については、出来得る限り、原本そのままを紹介するが、長文になる場合、また、考察上不必要なる個所については、〈前略〉、〈中略〉、〈後略〉とさせていただいた。そして、判読の都合上、句読点を打つなど体裁を整えたこともお許し願いたい。

この宗務顧問所会議の議事録も、当時の宗会速記録・議事録の作成と同様「速記」により記録されている（この議事録の前文〈沿革〉の個所に「・・・（以下速記中止）」とある）。

なお、前後するが、宗務顧問所会議に付された「議案」となった新宗制・新宗法の条文（同会議で一部修正され、内局で文言調整の上、宗会へ「上程案」となる）についても、宗務資料室所蔵の「宗務顧問所会議々事録」の末尾に添付の条文原本を史料として用いている（『龍谷法学』第四〇巻第一号〈二〇〇七年六月〉二三一頁～二一三頁の条文参照）

宗制変更の趣旨

朝　倉　説明致します。現行の宗制は宗團法に基いて制定されたものであり、文部省方面からの色々の要求もあつて相當不便を感ずることもあつたのでありますが、昨年の暮宗團法が撤廃されて、宗制等も今後は自由に制定出來ることになりましたので當局は宗制々定事務所を設けて新宗制の作製に着手し、種々の機関に諮り、又宗制審議會特別委員會、其の他色々の會議を開いて御検討を願つて茲にその草案が出来ましたので本日顧問会に御諮問を願ふ事になつた次第であります。勿論更改の理由は唯自由になつたからといふ丈でなく又民主主義に便乗したわけでもありません。其の間門末の方々の御意見も出来得る限り聞き、又若し宗團に封建的なところがあつて將来に向つて悪いと思はれるやうな所があれば改めたいと云つた気持で專ら同朋教團が時代的に最もよく徹底する様に考慮してこの草案を作つたのでありまして、現宗制は法度其のほか一切を總めて出来上つてゐますが、今回は最も重要なものを宗制、宗法に分けて制定することにしてゐるのであります〈後略〉。

宗制変更の趣旨については、会議冒頭の朝倉暁瑞執行長の説明からうかがい知ることができる。右の朝倉執行長の説明から、「民主主義に便乗したわけでもありません。」、「其の間、門末の方々の御意見も出来る限り聞き、又若し、宗団に封建的なところあって将来に向って悪いと思はれるやうな所あれば改めたいと云った気持で専ら同朋教団が時代的に最もよく徹底する様に考慮して草案を作った」のであると述べ、「今回は最も重要なものを宗制・宗法に分けて制定することにしてゐるのであります」と述べている。もっとも、宗団法に基づいて旧宗制が制定されたため、「法度其のほか一切を纏めて出来上ってゐる」とし、「文部省方面からの色々の要求もあって、相当不便を感ずる」ことも説明されている。

注目すべきことは、朝倉執行長より「昨年の暮、宗団法が徹廃されて、宗制等も今後は自由に制定出来ることになりました」と述べ、次いで、「更改の理由は唯自由になったからとい丈でなく、又、民主主義に便乗したわけでもありません」との説明がなされていることである。

本願寺派教団は、一九四六（昭和二一）年一月二三日に、宗制々定事務所を開設して、旧宗制を全面更改し、新宗制・新宗法の起草・草案作成に着手する。構想・起草の段階から宗制と宗法との二元化形態を採用することを内定していたのかどうかは詳らかではない。しかし、「今回は最も重要なものを宗制・宗法に分けて制定することにしてゐる」と述べている。その理由について考えられることの一つに経験則の存在がある。本願寺派教団は、一八八〇（明治一三）年「真宗本願寺派寺法」を編製し、一八八六（明治一九）年には「真宗本願寺派宗制・寺法」を制定している。この時の宗制は全一一章構成、寺法は二九条構成である。この「真宗本願寺派宗制・宗法」制定においてすでに二元化形態を採っている。宗制は章立て、寺法は条文という規定の仕方、および内容においても別々なる法規範とする形態を採っている。しかし、旧宗制は全条文八三九条で構成、二元化形態の形を採っていない（昭和一六年三月

三一日付で文部大臣橋田邦彦より許可されたのであるが、『宗教教義要項』により要請されたためであるとの説明が、第百臨時宗会でも朝倉執行長より説明がなされている）。

新宗制・新宗法は、教義を宗制、教団の運営を宗法とする二つの形態を採っている。「教義＝宗制は聖なる領域、すなわち出世間性」とし、「その運営＝宗法は俗なる領域、すなわち世間性」とする二つの規定観念が、本願寺派教団および内局には存在していたものと考えられる。このことについては、浄土真宗の教義、本願寺の起源、沿革等、そして、本願寺派教団への歴史的展開過程における史料的考察と法学的研究からの更なる検証・考察が必要と考えられる。

宗制・宗法という二つ法領域の本質上、教義＝宗制はいかなる激動の時代が到来しても、不変なる世界であり、その時々の権力者によって変革させられたりしてはならない「聖なる法領域」の世界であるとの認識が、戦時体制下におけるファシズムによる弾圧やGHQ占領統治下における介入・干渉等から本願寺派当局には骨髄にまで撤し、存在したと考えても不思議なことではない。この当時の法主、内局、宗会、三諮問機関が本願寺および本願寺派教団全体のことを想い、なんとしてでも親鸞教義と宗政機関体制と宗門全体を擁護・護持し、将来に存続せしねばならないという一種の危機感と強い使命感とを持っていたと考えても違和感はないであろう。

②宗制について

議　長　只今の執行長の説明で大体改正の趣旨はおわかりの事と思ひます。総括的な御質問がなければ宗制の審議に移り度い、では宗制を議題に上げることにします。これは昨日の勧學寮[1]で充分慎重審議されたことと思ふので昨日の模様を法制部長より承り審議の参考と致したい。

花田部長　昨日の勧學寮の會議、宗制審議會のため午前中缺席しましたので増山執行より申上るが然るべきかと存じます。

増　山　では私から昨日の會議の大要を申します。

先づ浄土眞宗の宗名の件につきましては多年の懸案でもあり異議なく決定致しました。更に原案第一章の沿革は章題を附せずに總序といつた意味で前文に出すこととし御覧の通りのものとなりました。

次に教義に移り俗諦義も教義なりとの議もあり、宗風は教義の分かれたものであるが、章を分ける以上、教義にも俗諦義を現はし宗風のよつて起るところを明らかにするがよいと云ふ事で「現生には正定聚に住して」の次に「言行を慎み、道徳を守り」の辞句を加へました。次に各章の配列について、本尊、聖教は一連のものであり教義、宗風も亦一連のものであるとの議が出、時余に渡って論ぜられましたが結局、教義、本尊、聖教、宗風の順となりました。又前文の沿革の所で「本宗門の傳灯は……次第相承されてゐる」といふ所で、之は過去から現在までの史實をあらはしたもので、これでは物足らない。血脈相承は、一派の重大事であり將来も然あるべきことであるから「次第相承されるのである」との議が長時間に渡りとりかはされたが、宗制の本質としては、ありのまゝの姿をあらはすべきで、將来を制約する如き事柄は宗法に入れるべきであるといふ事に落着き結局原案通りとなりました。昨日の議論往復の主なる点は大体以上の通りであります。

宗務顧問所会議は、その前日（昭和二一年八月三一日）開催の勧学寮の審議の模様を踏まえて開かれていることに注目したい。勧学寮の審議の結果、まず第一に、宗制案第一章の沿革については、章題を付せず総序という意味から、前文に出すことになり、内局において修正された形跡がうかがえる。前文に記入して、九月一日の宗務顧問所会議に議題として提出されたことが増山執行からの説明から読み取ることができる。

次に、勧学寮では、「俗諦義も教義なりとする議もあり」とあることから、この時点でも「真俗二諦」に関する議論が、特に勧学寮会議の中で行なわれていたことが分かるのである。増山執行の報告の中では「宗風は教義の分かれたものである」との認識から、宗制第四章宗風の中に俗諦義として挿入されたことも説明している。

各章の配列順については、教義、本尊、聖教、宗風の順になったことも説明されている。勧学寮の審議では、血脈相承は一派として重大事であることが論議されたことも報告されている。この内注目すべきことは、勧学寮会議において宗制と宗法との本質的な違いについて、論議がなされたことである。「宗制の本質としては、ありのままの姿をあらはすべきで、将来を制約する如き事柄は宗法に入れるべきであるといふ事に落着き結局、原案（内局草案＝上程案）どおり」になったことが説明されている。勧学寮会議において宗制の本質論にまで、血脈相承を素材として論議されていたことに、注目すべきことであろう。

勧学寮では宗意安心の立場から宗制の章立て、文言の細密なる個所にまでの審議がなされて、修正されていたのである。宗務顧問所としては、これらについて敢えて、取り上げてまでの審議はなされておらず、次章の審議に移っている（もっとも、血脈相承については、宗法の第三章門主〈第六条から第一三条までの審議において詳解なる分析、議論がなされている〉。

③前文について

左は、宗制の各章審議の内、前文（沿革）についての議事録である。そのままを紹介する。

前文（沿革）

議　長　それでは宗制の各章に就て御審議願ひませう。先づ前文に就て御検討願ひ度い内容に就て御意見はありませんか。

増　山　一寸私個人としてお尋ねしたいのですが、宗制の本質は何か教義にあると考へるべきでせうか前文の七高僧の相承、歴代善知識の相承が宗制の本質といふべきでせうか。

議　長　勧學寮ではどうでしたか。

増　山　勧學寮ではその点までハ論議されませんでした。

議　長　古い宗制ではどうなつてゐますか。

猊　下　古い宗制では歴史的なことは附録になつてゐますね。

花　田　勧學寮では宗制は他の制束力をもつもので歴史的なことはそれにふさわしくないから別に前文として出すといふ意見でありました。然しこれは私の希望だったのですが本宗門の大事な宗体といふべきものが出てゐない。成程傳燈を示す文字はあるが之は歴史的なことで善知識思想がない。之を宗制の何所かに明らかに入れて置き度いといふ事を申し上げました。そういふ事で「相承されてゐる」とあるのを「相承されるのである」とかへて見たが歴史的事実をかく所に規約的な事を書いてはいけないと云ふ事になり、それでは規約的な事を書くべき宗制に歴史的な事を入れて

は面白くないと云ふ様な事から沿革の所は前文に入れようといふことになつたのであります。宗制は一つの規定であって制度となつて行くものの本質が宗制であり其の本質の起つてえ来る所以は歴史にあるといふ事になると思ひます。

増　山　之は大切なことでそれによって宗制宗法のありかたが異ってくると思ふ。一体わが宗門は宗祖の教義を信奉し本願寺の傳燈を敬重する人々の集つた團体で其所に既に制約がある。その制約を表はすものが宗制であるならば宗法によって宗制の本質はかへらるべきではなく宗制によって宗法は作られるのでなければならないと思ひますが・・・・・・（以下速記中止）[2]

議　長　では前文の内容について執行長、審議會[3]の意見はどうでしたか。

朝　倉　審議會では「佛説無量壽經の本義を開顯して」を「釋義を承け」の次に入れてはどうかとの意見がありました。「相承されてゐる」といふ点ではどうでしたか、増山執行。

増　山　別に意見はありませんでした。ただ教行證文類を教行信證文類[4]としてはどうかといふ意見がありました。

花田部長　「受け」を「承け」に御訂正願ひます。

議　長　宗制は如何にも宗乘学者[5]の書いたもの丶様で、辞句等なか〳〵むつかしいがどうだらうか。

花　田　それは致し方ないと思ふ。

右の審議内容から、勧学寮会議並びに宗制審議会における審議を各々の立場から議論されたことを念頭において、宗務顧問所会議が進められていることが分かる。

増山執行と花田法制部長からは、内局の立場からの意見が出されている。それは、増山執行から「一寸私個人としてお尋ねしたい」とことわって、「宗制の本質は何か教義にあると考えるべき」か、「前文の七高僧の相承、歴代善知識の相承が宗制の本質といふべきか」と、宗制の法的性格を問う質問をしていることである。宗制の核心とは、「教義」か、もしくは「前文の七高僧・歴代善知識の相承」かという内容を問う厳しい質問をしていることである。

この質問に関連して議論が展開されている。大谷光明議長からの「勧學寮ではどうでしたか」との質問に、増山は「勧學寮でその点まで議論されませんでした」と答えている。さらに議長の「古い宗制ではどうなっていますか」という質問に対して、猊下（大谷光照法主）から、「古い宗制（＝旧宗制）では歴史的なこと（＝七高僧の相承・歴代善知識の相承のこと）は附録になってゐますね」と回答がなされている。この発言は、旧来および現行の実態を宗務顧問所会議の出席者全員に把握せしめる意味を持っている。

次に、花田凌雲顧問から、昨日の勧学寮会議では「宗制は他の制束力をもつもので歴史的なことはそれにふさわしくないから別に前文として出すといふ意見」があったこと、そして、花田顧問は、自身の希望として宗制の文言の中には「本宗門の宗体が出ていないこと」、「善知識思想がない」こと、よって、これらを「宗制の何所かに明らかに入れて置き度いといふ事を申し上げた」が、勧学寮としては「歴史的事実をかく所に規約的な事を書いてはいけない」ということになり、「沿革の所は前文に入れようといふことになったのであります」と勧学寮会議における会議経緯について説明している。

花田凌雲顧問は、次のとおり自己の見解を述べている。「宗制とは一つの規定であって制度となって行くもの」と述べ、「宗制の本質の起って来る所以は歴史的にあるといふ事になると思ひます」と注目する発言を行っている。「宗制とは、規定であること、将来制度として形成・存在されるものとの」思考がなされているのである。当時の名立た

る唯識学の学匠者であり、本願寺派教団の重鎮であり、顧問としての花田凌雲からなされたこの見解は、本願寺派教団としての宗制の本質的理解と法的位置・性格の重要性を如実に示しているものと解釈できよう。

次の増山顕珠執行の発言も宗制と宗法との間における法的位置関係や最高規範性の問題を思考・考察する上でも貴重である。増山は「一体わが宗門（＝本願寺派教団）は、宗祖の教義を信奉し本願寺の伝灯を敬重する人々の集まった団体」であると特定し、「其所には既に制約がある」としている。「その制約を表はすものが宗制であるならば宗法によって宗制の本質はかへらるべきでなく」、「宗制によって宗法は作られるのでなければならないと思いますが……」（以下、速記中止）」と述べているのである。

宗制・宗法という本願寺派教団における最高・基本法規における二元化形態の存在と位置について、花田、増山ともに宗門行政上の重責経験者でもあり、かつ、真宗教学の学匠者であることからして、教義こそ最上位に位置づけされるべきことであり、教義＝宗制を中心として全てが展開されてしかるべきとの思考が存在していたといえよう。言い換えれば、宗制が宗法より上位に位置するとの認識がなされているように見うけられる。ところで、本願寺派教団の最高・基本法規＝宗制における「前文」の新しい設定、位置付けは、敗戦後の新宗制が初めてである。この新宗制における前文は、日本国憲法の前文と同様、新宗制・新宗法全体に関係し、淵源的な意味を持つ性質のものとの認識がなされたものと思われる。

新宗制の冒頭に前文が設けられた経緯についての史料は、今のところ宗務顧問所会議にみられる勧学寮会議の議論以外にはない。しかし、起草の段階で本山当局は、当時の政府関係者からいち早く種々の情報を入手していたのである。日本国憲法の新しい規定様式の採用等を強く意識してのことと考えられる。このことについては、第百回臨時宗会における朝倉執行長の冒頭の挨拶、提案説明において説明がなされている。

④第一章教義について

教義

議　長　それでは別に御異議がないものとして次の「教義」に移ります。

増　山　審議會に於て「往生の正因を満足する」とあつた原案を「往生の正因はこの信心一つで満足する」といふ風に修正した方がよいとの意見があり、當局も亦之に同意し、又昨日の勧學寮の會議に於ても同意されました。更に審議會に於ては第一項の「滅度の佛果を証する」を「滅土を証する」と修正されたが、勧學寮會議に於て原案通り「滅土の佛果を証する」といふことに又修正されました。

更に「現生には正定聚に住して」の次に先程の説明の通り勧學寮に於て「言行を慎み、道徳を守り」辞句の挿入が行はれました。

朝　倉　言行を慎み云々の趣旨は當局として頗る賛成であるが辞句に関してハ會議の席上、速急の間にきまつたので、まだ、考慮の余地がある様に思ふ、其の点御検討を願ひ度いのですが。

議　長　宗風の所に「人道を履践し」云々とあるから、教義の所に特別入れなくてもよいと思ふが。

花　田　俗諦も教義であり、又宗風のよつて来る所を示す為、此所に入れておく必要があり辞句についても経文に出據があります。

議　長　願問會としてハ御諮問事項に就て可否の議決をするだけで執行長の言葉は希望として了承しておけばよい。

猊　下　世間一般では教行信證といつて教行証文類とは云はないがその点如何ですか。

花　田　昔から内題[6]は教行證文類となつてゐるが外題[7]には四法が出てゐると云つて居りましたが、宗祖の御真筆本にはありません。覚如様の四法大意には教行信証とあり今何れを用ひても悪いといふ事はありませんが……

議　長　此所でハ矢張り宗祖が自らつけられた教行証文類の名前を用ひ次の内容の所で「宗祖の著述に顕示された教行信証」とすればよくはないか。

朝　倉　高田派でハ信証とする筈です。

猊　下　従来の宗制で信証と明記されてありますが。

議　長　花田部長の意見は。

花田部長　教義の大綱を出すのに、それは何によって出すかと云ふことから、宗祖の教行証文類を出したので、只今の問題は常に論議される事柄であり、研究は他にゆづって、こゝでハ御内題通り出し而してその内容で教行信証の四法を明示すればよいと思つてゐます。〈後略〉

教義の審議についても、宗制審議会、勧学寮会議において文言修正がなされたこと、辞句の挿入が行なわれたことが述べられている。次に、宗務顧問所の顧問として花田顧問が意見を述べている。花田顧問の述べている「俗諦も教義であり……」との発言は、旧宗制の第五条の条文「本派ノ教義ハ〈中略〉因法ヲ尊シ臣道ヲ履践シ……」の文言に基づいているものである。法主の諮問事項として第五条中の「宗制の変更」に関する規定事項に該当するのであるが「俗諦も教義とすることについて経文に出據があること」を述べている。この発言は、むしろ、真宗学庠者であるこ

とを踏まえた顕問としての立場からの説明がなされている。

次に、猊下（大谷光照法主）より、浄土真宗本願寺派教団の立教開宗の根本聖典とされる『顕浄土真実教行証文類』（一部六巻）について質問がなされている。『顕浄土真実教行証文類』は、宗祖親鸞の撰述によるものである。『世間一般では、教行信証といって教行証文類とは云わないがその点如何ですか』と宗門全体の統一者としての立場からの質問がなされているのである。これについても、花田顕問は学庠者としての立場から宗祖親鸞の真筆本を根拠にして、その回答を述べている。検討の結果、當局の原案どおりの『顕浄土真實教行證文類』に落ちつき、承認されている。

第二章本尊、第三章聖教、第四章宗風についての審議に関しては、小稿の論考上に直接関係がないので、省略させていただく。午前中の審議は、議長の以下の発言で休憩に入っている。

議　長　それでハ之で宗制を終わりますが、原案中一、二字句の修正、宗會へ提案の時まで保留したいといふ當局の意向を認めて本宗制は原案通可決した旨を答申致す事にします。唯今十二時十分前ですからこれで休憩とし、午後一時から再開致します。（十一時五十分休憩）

⑤宗名について

午後一時再開

龍島顕問午後二時出席

藤井執行午後離籍

議長代理　議長猊下所用のため暫時梅上顧問議長代理となる。それでハ午前に引續き會議をつゞけます。

（宗名）

朝倉　浄土真宗の宗名の件に就て、他派の関係もありますので、一寸大体の經緯について増山執行から御説明致します。

増山　實は宗名の件につきましてハ三月頃に浄土真宗にする事に肚を決めましたが十派協同[8]でやり度いといふ事で、後、常會の席で執行長から本大両派共に宗制の更改をするのだから此の際一緒に浄土真宗としてハと話した處、大派の宗務総長も賛同され十派の強調といふ事と、浄土宗に對する挨拶如何といふ事で相談の結果、十派[9]の方は當分時機を見合はすこと、又浄土宗への挨拶は無用といふ事になりましたが、六月頃にハ本派も段々宗制更改の準備も進んで来て時機に迫られて本大両派宗務長が再び會談された處、大派の総長は自分の方は真宗に決めた、而も今日になつてハどうにも変更されないと云ふ事であり、〈中略〉其の後木遊の猊下[10]と佛光寺の執事長が来られて宗名は具さにハ浄土真宗、畧して真宗と云ふとしてはと折中案を出されて其の時お會ひした藤井執行も即答は出来かねるが、兎に角宗會で決する事になって居るからと御返事して帰って貰ひ、原稿にハ浄土の二字に（　）をつけて案を出したのですが[11]、宗制と宗法の最初に出て居る為審議會の委員會でハ結局二つの委員會で之を論議するやうになつてゐた譯です。私は、宗制の委員會の方へ出たのですが、佛教の中の真宗は意義から云へば良いが真實の名は浄土真宗である事に

ハ異論がなく、兎に角宗法の委員會と一度連絡することにして保留し、翌日再び委員會を開いて結局十派の協調を破ることハ面目くないから他派にも積極的に働きかける事を希望して浄土真宗といふ事に決定し又勧學寮の會議でハ眞宗でよいと云つたのハ玉置氏丈で之も協調を保つ意味であつたので、終りに同じく浄土眞宗に決めることに全員意見が一致した次第であります。

朝　倉　大体以上の経過を経て今日に及んだのですが、……〈中略〉然し外の事なら兎も角宗名の如きハ必ずしも協調しなくてもよいと思ひますし、若し此の事に依つて協和會が破れるといふ様なことがあつたとしても協和會はまだまだ小さい事柄で破られる事もあり得るのですから……。

議長代理　それにしても大派はまだ何も發表してゐないのだから本派の方で先は發表したらよいだらう。

朝　倉　一應は折中説でもよい、又派名は眞宗本願寺派であるといふ事にしてもよいと思ったのですが、之についてハやはり原案がよいと云ふ事で豫定通り浄土眞宗と皆いたわけです。

右の議事録の内容から、旧来からの「真宗本願寺派」という宗派名について、「真宗」という文言を「浄土真宗」という文言に改め、「浄土真宗本願寺派」とする宗派名に変更することについて諮られていることが分かる。昭和二一年三月頃には、すでに本願寺派としては内部で決めていたこと、十派共同でやりたいと何回も協議したが、不調に終ったことが報告されている。もっとも、本願寺派教団内では、すでに宗制審議会、勧学寮等に諮って、審議されていたことも記されている。宗務顧問所会議でも、結局、宗派名は「浄土真宗本願寺派」との内局原案どおり承認となったことの経緯が、この議事録から読み取ることができるのである。

（二）新宗制の最高規範性・二元化形態・立憲主義

この段階ではあるが取り敢えず、本願寺派教団の新宗制・新宗法を頂点とする宗門法規・法体系上の最高法規性、立憲主義について概括し、考察する。新宗法第三条には「本宗門の最高規則を、宗制及び宗法とする。如何なる規則も行為も、これらの條規に違反してはならない」と規定し、新宗制と新宗法が、共に宗門の最高・基本法規であることを明確に規定している。

昭和二一年十月の時点ではあるが、本願寺派教団には、九種類（「法規通則〈第百一回臨時宗会で原案可決〉」の第一条から第六条の規定による）宗制、宗法、宗規、宗則、宗令、宗達、宗告、消息、布告）の法規区分が存在し、宗門としての法体系が形成されている。なお、現在、本願寺派教団においては、これら多数の宗門法規類を集大成し、『宗門法規集』が編纂されているのである。

以上から、新宗制について取りまとめると「宗制とは、宗門の基本を明らかにしたもので、宗門成立の歴史、教義、本尊、聖教、宗風の五つのことについて定めたものである。[12]」と、定義することができよう。そして、その「前文」にはまず浄土真宗の立教開宗に至るまでの流れを当初に示し、続いて、宗祖以降の宗門の歴史・伝統について説明している。宗門法規上、および実態上からは、浄土真宗本願寺派と本願寺とは、包括と被包括の関係にある。別々の法人格体による宗教団体であるが、「宗門と本願寺が相即して、区別せず一体のものとして規定している[13]」のである。歴史、教義、本尊、聖教、宗風、そして浄土真宗本願寺派と本願寺が一体のものとしての歴史・沿革を認識して規定されている。このように不可分な関係として規定されているところは法的にも注目すべき点であろう。

「教義」とは、「同信者として、踏み外ずしてはならない信仰の根本と信仰生活の実践を強調したもので浄土真宗が

仏教の正統を伝承としていることの誇りと、万人が斉しく救われていく唯一真実の教えであることを述べ、同信の者へは励ましを、未信の人へは入信の呼びかけをし、他宗教、他の教団に対しては、教えが純粋であり、優れていることを、仏教の中での位置付けを示すもの[14]」として定義付けがなされているといえよう。

「宗風」とは、「宗門の風習とか風格[15]」を意味する。宗門を組織する人びとの行動の実体が、このようなものでなければならないと規定したのが宗風といえよう。なお、宗風の内容については四つに区分することができよう。

第一に、宗門は、一味の信心に住する人びとの同朋教団であり、「僧侶と門徒の集合体であり供に同信・同行者[16]」であることを定めている。

第二に、「寺院は、自行化他の道場である[17]」と規定している。僧侶は、寺の機能を十分発揮させ、向上するよう努め、門徒は、寺の護持と発展に心掛け、共に手をとり合って、正しい信仰が弘まるよう尽力しなければならないことを、掲げている。

第三には、宗門の人びとは、報恩謝徳の懇念に基いて世のため人のためになるよう信仰生活を営まなければならないとし、「信仰生活の正しいあり方について規定[18]」している。

第四に、「既に正法に遇ひ佛願を信ずる本宗門の人びとは、深く因果の理を辨へ、禁厭祈咒等によって現世の福利を求めてはならない」と規定している。

以上から、新宗制とは、①日本国憲法第二〇条の信教の自由原則に立脚すると、個人の信仰上の視点からは、「宗門の歴史と協議を信仰する者であるならば、万人が必ず到達する信仰上の心構えであり、自覚である[19]」ということができるし、②「対外的に、他の宗教団体に対していう場合には、宗門の特異性を宣明にして、宗門が持つ根本の信念と目的と任務とを、臆することなく、隠さないで誇りをもって声明している」のが、宗制ということができる。そし

て、③、宗門法規上の立場からいうと、宗制とは、「本願寺派教団の自治・自律法の内、教義を内容とする」のである。よって、「宗制とは、宗門の統制、若しくは秩序を維持するための裁決の規則ともなり、宗門を永く存続するための、自己防衛の役割を果す、判断基準となるもの」[20]と定義づけられる。さらに、④「法〈出世界性と世間性〉の制度の上から見て言うなら、宗制は宗門の成立と共に必然的に存在する定則」[21]であるともいえるのであり、宗制に規定する事項・内容からは、「宗門自らも認め、他をして認めさせている、宗門を存在せしめている根本の鉄則」[22]である」といえよう。ここに、本願寺派教団の新宗制には、出世間性と世間性という本来的・本質的性格、および宗門内と宗門外を対象とする法的性格から各々の「二元化形態」が存在しているといえよう。

旧来から浄土真宗本願寺派と本願寺とは一体のものとの歴史認識がなされ、宗門と本願寺とは区別せず一体のものとして規定されて来ているのであるが、新宗制・新宗法の条文によれば、浄土真宗本願寺派と本願寺とは包括と被包括の関係にあり、別々の法人格体を有する宗教団体であることからそこでは別の意味での二元化形態を呈しているといえる。

このように新宗制を各々の観点から分析し、解釈すると、新宗制の前文、第一章教義、第二章本尊、第三章聖教および第四章の宗風までの構成論理と、新宗法との法的関係から、本願寺派教団の教義より派生する歴史的、伝統的な一種の「教団独自の立憲主義」が脈々と息づいているのを発見することができるのである。

（1）昭和二一年八月三一日開催された勧学寮会議のこと。内局と勧学寮との協議。

（2）この記事から、この宗務顧問所会議の議事録も、当時の宗会の速記録、議事録の作成と同様、「速記」により記録されたことが分かる。

（3）戦後の新宗制・新宗法制定のため設置された宗制審議会のこと。回数を重ねて草案の審議がなされている。宗制審議会特別委員会も開催される。主に、宗会議員と内局により審議。

（4）『顕浄土眞實教行證文類』（一部六巻）、親鸞の主著、「本典」（ほんでん）ともいう。浄土真宗立教開宗の根本聖典とされる。一般には教行信証と呼ばれている。

（5）真宗教義専門の学者、余乗は真宗教義以外の学者。

（6）『顕浄土眞實教行證文類』の各巻には、次の題号が墨書されている。

顕浄土眞實教文類一
顕浄土眞實行文類二
顕浄土眞實信文類三
顕浄土眞實證文類四
顕浄土眞佛土文類五
顕浄土方便化身土文類六

と題されているのである。『眞宗聖教全書』（二宗祖部）。『真宗概論』（普賢大圓著・昭和二五年五月二十日初刊・百華苑）三頁・四頁参照。

（7）表紙の『顕浄土眞實教行證文類』とある墨書名のこと。

（8）ここでいう十派とは「真宗十派」のことであり、真宗本願寺派、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正派、真宗佛光寺派、真宗木辺派、真宗出雲路派、真宗山元派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派の十派をいう。

（9）大派とは真宗大谷派のことを指す。

（10）真宗木辺派法主・木辺孝慈、宗務顧問所会議々長・大谷光明の実兄。

（11）草案は、一九四六（昭和二一）年七月二五日付の「本願寺新報」により宗門内に周知徹底がはかられている。同新報には、「（浄土）眞宗本願寺派宗制案〈未定稿〉」および、「（浄土）真宗本願寺派宗法案〈未定稿〉」と（　）＝括弧を付けて、全条文（草案）が掲載されている。

（12）『浄土真宗本願寺派の宗門法規の話をする』（森秀雄著、編集発行・長岡晃澄、平成元年）二九頁。

(13) 同右掲、二九頁。
(14) 同右掲、三〇頁。
(15) 同右掲、三二頁。
(16) 同右掲、三二頁。
(17) 同右掲、三三頁。
(18) 同右掲、三三頁。
(19) 同右掲、三四頁。
(20) 同右掲、三四頁。
(21) 同右掲、三四頁。
(22) 同右掲、三五頁。

本稿に用いた史料「宗務願問所会議々事録」および「願問所記録」は、浄土真宗本願寺派宗務所の宗務資料室に所蔵する原本史料である。なお、同史料は翻刻して、平野武・本多深諦「宗務願問所会議における浄土真宗本願寺派宗制・宗法案について（三）」（『龍谷法学第四〇巻第四号〈二〇〇八年三月〉』）に掲載されている。

〈未完〉